

## 育英大学及び育英短期大学の障害学生修学支援実施要項

### (目 的)

第1 この要項は、育英大学及び育英短期大学（以下「本学」という。）の障害のある学生(科目等履修生、聴講生、外国人留学生等を含む。以下「障害学生」という。)が、その年齢及び能力並びに障害の種別及び程度に応じた十分な教育が受けられるようにするため、障害学生に対する修学のための支援(以下「支援」という。)に関する事項を定めることを目的とする。

### (定 義)

第2 「障害学生」とは、障害者基本法第2条第1号に規定する身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む）その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある者とし、いわゆる障害者手帳の所持者に限らないものとする。

2 「合理的配慮」とは、障害者差別解消法第8条第2項に規定する事業者の努めを果たすため、文部科学省の対応指針で示す障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をいう。

3 「社会的障壁」とは、障害者差別解消法第2条第2号に規定する障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

### (支援対象者)

第3 支援対象者は、本学に在籍している障害学生及び本学に入学を希望する障害のある者で、支援の希望を申し出た者（意思表示が困難な場合には、家族等の代理者を含む。以下「障害学生等」という。）とする。

### (合理的配慮の留意点)

第4 教職員は、合理的配慮をする場合は、次の点に留意しなければならない。

- (1) 個々の学生の障害の状態・特性や教育的ニーズ等に応じて配慮するように努める。
- (2) 障害を理由に修学を断念することがないように、修学機会を確保するように努めるとともに、高い教養と専門的能力を培えるよう、教育の質を維持できるように努める。
- (3) 配慮の内容の検討・提供においては、本人の要望に基づいた調整に努め、学内での障壁が除去できるように調整・検討する。
- (4) 合理的配慮の実施に伴う本学の負担が過重でない範囲において行い、本学が過重な負担にあたりと判断した場合は、障害学生にその旨を説明するとともに、他に実現可能な措置を検討・提案する。
- (5) 上記の合理的配慮が適切に提供されるよう支援体制の確保に努める。

(支援の範囲)

第5 支援の範囲は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 授業科目の履修に必要な支援
- (2) 試験を受けるために必要な支援
- (3) 保育・教育実習等の校外授業に必要な支援
- (4) 履修登録、奨学金の申請、就職サポート等の学生生活に必要な支援
- (5) 本学が主催する式典、講演会その他の行事に参加するために必要な支援
- (6) その他学長が必要と認めた支援

(支援の内容)

第6 障害学生等が支援を申し出たときは、本学の障害学生修学支援専門委員会で支援の必要性を検討し、その必要性が認められた場合には、別に作成する「合理的配慮事例集」を参考にしながら、当該学生等の個別性に応じた内容で支援する。

2 前項の支援の実施に当たっては、学修環境と障害の特性の実態等を考慮し、本人の申出により、必要と認められた場合は、支援の内容を変更することができる。

(相談・実施の手順)

第7 本学に入学を希望する者は入学相談時に、在籍する障害学生は随時相談に応ずる。

2 支援の決定・実施の手順等については、別に定める「障害学生への修学支援の流れ」による。

(個人情報の取扱い)

第8 相談で知り得た障害学生等の個人情報は、他に漏らしてはならない。ただし、周囲の理解を得るために必要な情報は、本人の同意を得て関係者に情報の提供を行うことができる。

(要項の改廃)

第9 この要項の改廃は、教授会の議を経て、学長が行う。

(雑 則)

第10 この要項に定めるもののほか、支援の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は、平成31年4月25日に制定し、平成31年4月1日から適用する。